

議第 1 1 1 号

呉市港湾管理条例及び呉市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定
について

呉市港湾管理条例及び呉市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市港湾管理条例及び呉市漁港管理条例の一部を改正する条例
(呉市港湾管理条例の一部改正)

第 1 条 呉市港湾管理条例(昭和 3 0 年呉市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料)</p> <p>第 1 6 条の 2 市長は、港湾区域内の水域(水域の上空 1 0 0 メートルまでの区域及び水底下 6 0 メートルまでの区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用について港湾法(昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号)第 3 7 条第 1 項の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から別表第 3 に定める額の占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 ~ 3 略</p> <p>4 第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、別表第 3 の使用料は、<u>令和 5 年 3 月 3 1 日</u>までの間は、これを徴収しないものとする。</p>	<p>(占用料)</p> <p>第 1 6 条の 2 市長は、港湾区域内の水域(水域の上空 1 0 0 メートルまでの区域及び水底下 6 0 メートルまでの区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用について港湾法(昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号)第 3 7 条第 1 項の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から別表第 4 に定める額の占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 ~ 3 略</p> <p>4 第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、別表第 3 の使用料は、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>までの間は、これを徴収しないものとする。</p>

(呉市漁港管理条例の一部改正)

第 2 条 呉市漁港管理条例(平成 1 2 年呉市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>1 ・ 2 略</p> <p>3 第 1 7 条第 2 項の規定にかかわらず、別表第 2 の使用料は、<u>令和 5 年 3 月 3 1 日</u>までの間は、これを徴収しないものとする。</p>	<p>付 則</p> <p>1 ・ 2 略</p> <p>3 第 1 7 条第 2 項の規定にかかわらず、別表第 2 の使用料は、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>までの間は、これを徴収しないものとする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島県が放置艇解消のための基本方針を見直したことに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。